

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発行日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
高知県公営企業局管理規程	◎
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	1

公営企業局管理規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第14号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第61条第1号中「及び無形固定資産」を「、無形固定資産及びリース資産」に改め、同号ウ中「投資及び基金」を「投資その他の資産」に、「他会計貸付金及び基金」を「他会計貸付金、基金及びその他投資」に改め、同条第2号ア中「及び建設仮勘定」を「、リース資産及びその他有形固定資産」に改め、同号ウ中「投資」を「投資その他の資産」に、「及び基金」を「、基金及びその他投資」に改め、同ウを同号エとし、同号イ中「及びソフトウェア」を「、ソフトウェア及びリース資産」に改め、同イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建設仮勘定

第63条第3号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に改める。

第76条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第76条第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第76条に次の1項を加える。

2 前項第5号に掲げる引当金の計上は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

(1) 退職給付引当金 簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）

(2) 特別修繕引当金、貸倒引当金その他の引当金 引当金別に電気工水課長があらかじめ定めた方法

第78条第2項中「並びに」を「並びにキャッシュ・フロー計算書、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第78条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により提出する書類には、次に掲げる区分によるセグメント情報を注記し、又は注記した書類を添えなければならない。

(1) 電気事業会計

ア 水力発電

イ 風力発電

(2) 工業用水道事業会計

ア 鏡川工業用水道

イ 香南工業用水道

第80条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、第78条第2項のキャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第80条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により作成する予算に関する説明書には、第78条第3項各号に掲げる区分によるセグメント情報を注記し、又は注記した書類を添えなければならない。
第86条中「資金予算表」を「資金予算表（第46号様式）」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第15条、第40条関係）

高知県電気事業勘定科目表

収益

款	項	目	節
電気事業収益	営業収益	水力電力料	水力電力料
		電気事業雑収益	受託工事益 広告料 供給雑収益 雑口
		風力電力料	(何風力電力料)
	附帯事業収益	附帯事業収益	
		財務収益	受取配当金 受取利息
	営業外収益	基金収益	預金利息 有価証券利息 貸付金利息 雑利息
			減債基金収益 その他特定基金収益
		駐車場収益	駐車場料金
		他会計負担金	一般会計負担金 その他負担金
		補助金	国庫補助金 その他補助金
		委託金	国庫委託金
		長期前受金戻入 雑収益	固定資産売却益 有価証券売却益 不用品売却益

	特別利益	消費税及び地方消費税 還付金 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	事業外固定資産売却益 雑口				
費用							
款	項	目	節				
電気事業費用	営業費用	水力発電費（何発電所・事業所）	給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 賃金 報酬 潤滑油脂費 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償費 賃借料 委託料 委託運転費 託送料 損害保険料 交付金及び諸税 水利使用料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 寄附金 雑費 減価償却費 固定資産除却費				
						一般管理費	共有設備費分担額 給料 手当等 退職給付費 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 賃金 報酬 報償費 潤滑油脂費 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 補償費 賃借料 委託料 委託運転費 託送料 損害保険料 養成費 研究費 交付金及び諸税 水利使用料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 寄附金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 〔貸方〕建設分担関連 費振替額 〔貸方〕附帯事業関連 振替額 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額
						風力発電費（何発電所）	消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 賃借料

	<p>風力発電設備(何発電所)</p>	<p>機械装置 備品 総係費 無形固定資産 リース資産 〔貸方〕減価償却累計額 備品 構築物 機械装置</p>	<p>水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 通信電灯電力装置 修繕試験装置 運材装置 保安開閉装置 保安通信装置 その他機械装置 雑装置 工具 器具及び備品 車両及び船舶 看板及び広告器具 電話加入権 電気通信施設利用権 施設利用権 水利権 ソフトウェア 分収権 ダム使用权 その他無形固定資産 普通償却累計額 特別償却累計額 測定器 器具及び備品 基礎 外柵工事・整地 その他構築物 発電機</p>		<p>業務設備 事業外業務設備</p>	<p>無形固定資産 リース資産 〔貸方〕減価償却累計額 土地 建物 機械装置 備品 総係費 無形固定資産 リース資産 〔貸方〕減価償却累計額 備品 構築物 機械装置</p>	<p>遠方監視装置 主要変圧器 通信電灯電力装置 学習表示盤 その他機械装置 接地 配電盤開閉装置 施設利用権 普通償却累計額 特別償却累計額 鉄筋コンクリート造 木造公舎 建物附帯設備 通信機械装置 その他機械装置 工具 器具及び備品 車両及び船舶 電話加入権 庁舎施設利用権 水利権 分収権 ダム使用权 ソフトウェア その他無形固定資産 普通償却累計額 特別償却累計額</p>
--	---------------------	---	--	--	-------------------------	--	--

資本金	資本金	固有資本金	他会計繰入金
		繰入資本金 組入資本金	減債積立金組入額 建設改良組入額 中小水力発電開発改良 積立金組入額 地域振興積立金組入額 未処分利益剰余金組入 額
剰余金	資本剰余金	利益積立金組入額	
		再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金	国庫補助金 その他補助金 国庫委託金
	利益剰余金	減債積立金 利益積立金	特別積立金
		中小水力発電開発改良 積立金 地域振興積立金 当年度未処分利益剰余 金（又は当年度未処理 欠損金）	繰越利益剰余金年度未 残高（又は繰越欠損金 年度未残高） 当年度純利益（又は当 年度純損失） その他未処分利益剰余 金
評価・換算差額等	その他有価証券評価差 額金		

負債			
款	項	目	節
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金	
	リース債務	リース債務	
	引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	
	その他固定負債	その他固定負債	
	流動負債	一時借入金	一時借入金
企業債		建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債	
他会計借入金		建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金	
リース債務		リース債務	
未払金		営業未払金 営業外未払金	未払消費税及び地方消 費税
		その他未払金	
前受金		営業前受金 営業外前受金	

繰延収益	前受収益	その他前受金	
	引当金	前受収益	
		退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金	
	その他流動負債	預り金	預り金 保証金 仮受消費税及び地方消費税
		雑口	
	長期前受金	受贈財産評価額補助金	国庫補助金 その他補助金
	委託金	国庫委託金 その他委託金	
	〔借方〕長期前受金収益化累計額		
		受贈財産評価額補助金	国庫補助金 その他補助金
		委託金	国庫委託金 その他委託金

高知県工業用水道事業勘定科目表

収益

款	項	目	節
工業用水道事業収益	営業収益	給水収益 受託工事収益	(何工業用水道料金)

営業外収益		その他営業収益	手数料 雑口
		受取利息及び配当金	預金利息 有価証券利息 配当金 雑利息 貸付金利息
		他会計負担金	一般会計負担金
		他会計補助金 長期前受金戻入 駐車場収益	駐車場料金 洗車場料金
特別利益		雑収益	固定資産売却益 有価証券売却益 不用品売却益 雑口
		消費税及び地方消費税還付金	
		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	

費用

款	項	目	節
工業用水道事業費用	営業費用	給水費（何工業用水道）	給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費

<p>固定資産</p>	<p>有形固定資産（何専用共有・駐車場）</p>	<p>土地</p> <p>建物</p> <p>〔貸方〕建物減価償却累計額</p> <p>構築物</p> <p>〔貸方〕構築物減価償却累計額</p> <p>機械及び装置</p> <p>〔貸方〕機械及び装置減価償却累計額</p> <p>車両運搬具</p> <p>〔貸方〕車両運搬具減価償却累計額</p> <p>備品</p>	<p>ダム土地 事務所用地 公舎用地 施設用地 その他用地</p> <p>鉄筋コンクリート造（用途） ブロック造（用途） 金属造（用途） 木造公舎 建物附属設備 附属設備屋外給排水設備 附属設備屋外消火設備</p> <p>貯水設備 取水設備 送水管 送水管附属設備 配水設備 その他構築物</p> <p>機械装置 機械設備 電気設備 ポンプ設備 その他機械装置</p> <p>備品 工具</p>			<p>建設仮勘定（何事業・調査費）</p> <p>無形固定資産（何専用共有・駐車場）</p>	<p>〔貸方〕備品減価償却累計額 リース資産 〔貸方〕リース資産減価償却累計額 その他有形固定資産 〔貸方〕その他有形固定資産減価償却累計額</p> <p>委託料及び委託費 負担金（何事業・建設・管理）</p> <p>調査費（何調査費） 用地費 工事請負費 補償費 建設中利子 繰上償還補償金 動力費 修繕費 報償費 雑収入 事務雑費</p> <p>電話加入権 施設利用権</p>	<p>器具及び備品</p> <p>（何負担金）</p> <p>給料 手当等 手当等（その他手当） 法定福利費 厚生福利費 備品 消耗品費 通信運搬費 旅費 賃借料 報償費 賃金 光熱水費 損害保険料 雑費</p>
-------------	--------------------------	---	---	--	--	--	--	--

流動資産	投資その他の資産	水利権 借地権 地上権 特許権 地役権 ダム使用权 ソフトウェア リース資産		前払金 未収収益	未經過保険料 その他前払費用 前払金		
	現金	投資有価証券 出資金 基金 その他投資 〔貸方〕投資その他の 資産減価償却累計額		消費税及び地方消費税 中間納付 その他流動資産	未収収益 貸倒引当金（未収収 益）		
	預金	現金			立替金 仮払消費税及び地方消 費税 小払資金	給水費（何工業用水 道） 駐車場管理費	
	未収金	預金（当座・定期・譲 渡性・普通）	（何事業）		雇用保険料 労災保険料 地方公務員災害補償負 担金 地方職員共済組合長期 給付金 その他流動資産		
	有価証券	営業未収金	未収給水収益 その他営業未収金				
	貯蔵品	営業外未収金	未収還付消費税及び地 方消費税 未収補助金 未収駐車場収益 その他営業外未収金 未収受取利息及び配当 金				
	短期貸付金	その他未収金 貸倒引当金（未収金）					
	前払費用	有価証券 一般貯蔵品 特殊品					
		他会計貸付金 貸倒引当金（貸付金）					
				資本			
				資本金	固有資本金 組入資本金	他会計繰入金 建設改良積立金組入額 減債積立金組入額 未処分利益剰余金組入 額	
				剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 （何事業）	

繰延収益	前受収益	その他前受金	前受駐車場料金	別表第2中 「53 収入還付書（第45号様式）」 を 「53 収入還付書（第45号様式）」 54 資金予算表（第46号様式）」 に改める。 第45号様式の次に次の1様式を加える。
	引当金	前受収益 退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 その他引当金		
	その他流動負債	預り金	預り金 保証金 仮受消費税及び地方消費税	
	長期前受金	雑口		
	〔借方〕長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金	(何事業)	
		県補助金 工事負担金	(何事業) (何事業)	
		受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金	(何事業)	
		県補助金 工事負担金	(何事業) (何事業)	

第46号様式（第86条関係）

資金予定表

事業会計

区分	科目別	執行済額	翌月予定	翌々月予定
収入				
支出				
差引き				

備考 現金に関係のある科目別によること。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。